



青森県後期高齢者医療広域連合告示第 15 号

後期高齢者医療保険料額決定通知書の公示送達について

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所等が不明のため送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条（昭和 57 年法律第 80 号）の規定において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告する。

なお、下記の公告の書類は送達を受けるべき者の住所地の市町村長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 5 年 8 月 10 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 西 秀記



記

1 書類

令和 5 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 書類の送達を受けるべき者の住所・氏名

別添公示送達者名簿のとおり

公示送達者名簿

No	書類の名称	氏名	住所
1	令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書	清藤 尚	青森県弘前市大字早稲田三丁目 15番1 カンパニーヤ 104号室